

第24号議案

桶川市こども医療費支給に関する条例及び桶川市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

第1条 桶川市こども医療費支給に関する条例（昭和48年桶川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(受給資格の登録等) 第5条 略 5 受給資格者は、医療機関等において、 <u>医療</u> を受けようとする場合は、 <u>医療機関等に、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給資格証</u> を提示しなければならない。	(受給資格の登録等) 第5条 略 5 受給資格者は、医療機関等において <u>医療</u> を受けようとする場合は、 <u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受給資格証</u> を提示しなければならない。

第2条 桶川市重度心身障害者医療費支給条例（昭和49年桶川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(受給者証等) 第6条 略 3 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、 <u>被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給者証</u> を提示しなければならない。	(受給者証等) 第6条 略 3 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、 <u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受給者証</u> を提示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 日 提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、各種医療保険の被保険者等の電子資格確認の仕組みが法制化されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。